

令和3年(ネ)第228号 損害賠償請求控訴事件

判 決 要 旨

控 訴 人 ら 控訴人1～3

被 控 訴 人 国

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人1に対し、1430万円及びこれに対する平成30年10月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人は、控訴人2に対し、1100万円及びこれに対する平成31年2月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人は、控訴人3に対し、220万円及びこれに対する平成31年2月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 控訴人1及び控訴人3のその余の請求をいずれも棄却する。

※ 控訴人2は、一部請求として1100万円及び遅延損害金の支払を求めたもので、上記主文はその全額を認容するもの。訴訟費用の裁判と仮執行宣言関係は省略。

事 実 及 び 理 由

第1 事案の概要

- 1 本件は、旧優生保護法に基づく不妊手術（優生手術）を受けたという本人又はその配偶者である控訴人らが、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案。控訴人らは、旧優生保護法がリプロダクティブ・ライツ、自己決定権、平等権等を侵害する違憲なものであるとして、①国会議員が旧優生保護法を立法したこと、②国会議員が被害救済立法を行わなかったこと、③厚生労働大臣及び内閣総理大臣が被害救済措置を講じなかったことがいずれも違法であると主張している。
- 2 原審（大阪地方裁判所）は、控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、これを不服として、控訴人らが本件控訴を提起した。

第2 当裁判所の判断

1 争点1（控訴人1に対する優生手術の有無）について

昭和40年ないし昭和41年頃、控訴人1に対し、旧優生保護法12条の申請に基づく優生手術が実施された。

2 争点2（控訴人2に対する優生手術の有無）について

昭和49年、控訴人2に対し、旧優生保護法4条の申請に基づく優生手術が実施された。

3 争点3（国会議員による旧優生保護法の立法行為の違法性）について

(1) 旧優生保護法4条ないし13条の違憲性

旧優生保護法4条ないし13条の立法目的は、専ら優生上の見地から不良の子孫の出生を防止するというもの（同法1条）であるが、これは特定の障害ないし疾患を有する者を一律に「不良」とであると断定するものであり、それ自体非人道的かつ差別的であって、個人の尊重という日本国憲法の基本理念に照らし是認できないものといわざるを得ない。本件各規定は、このように立法目的の合理性を欠いている上、手段の合理性をも欠いており、特定の障害等を有する者に対して優生手術を受けることを強制するもので、子を産み育てるか否かについて意思決定をする自由及び意思に反して身体への侵襲を受けない自由を明らかに侵害するとともに、特定の障害等を有する者に対して合理的な根拠のない差別的取扱いをするものであるから、公共の福祉による制約として正当化できるものではなく、明らかに憲法13条、14条1項に反して違憲である。

(2) 旧優生保護法の立法行為の違法性

旧優生保護法4条ないし13条は、その内容に照らして明らかに憲法13条、14条1項に違反しているのであるから、国会議員による旧優生保護法の本件各規定に係る立法行為は、当該立法の内容が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であるにもかかわらずこれを行ったものとして、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法

の評価を受けるというべきである。そして、日本国憲法の理念、規定に照らしてその内容が明らかに違憲である以上、立法当時の時代状況を踏まえてもなお、その立法を行った国会議員には少なくとも過失があるといえる。

4 争点4（国会議員による救済法の立法不作為の違法性）について

厚生労働大臣が優生手術の被害への対応に言及した平成16年3月当時、優生手術の被害者に対する金銭的な補償などを盛り込んだ立法措置をとることが必要不可欠であり、それが明白であったということはできず、同立法措置を怠ったことが、国家賠償法上、違法の評価を受けるものではない。

5 争点5（厚生労働大臣による救済措置の不作為の違法性）及び争点6（内閣総理大臣による救済措置の不作為の違法性）について

歴代の厚生労働大臣及び内閣総理大臣による救済措置の不作為について、国家賠償法上の違法性を認めることはできない。

6 争点7（控訴人らの損害）について

(1) 控訴人1及び控訴人2の被害及び慰謝料

控訴人1及び控訴人2は、本人の同意のないまま、優生手術を受けさせられ、身体への侵襲を受けた上、生殖機能を不可逆的に喪失したことで、子をもうけるか否かという幸福追求上重要な意思決定の自由を侵害され、子をもうけることによって生命をつなぐという人としての根源的な願いを絶たれたものであり、違法な立法行為による権利侵害を受けたといえる。

加えて、控訴人1及び控訴人2の被害は、このような身体への侵襲及び身体的機能の喪失というにとどまらない。旧優生保護法は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的とし、本人の同意なく優生手術の対象となる障害ないし疾患を有する者を特定・列挙するものであるところ、控訴人1及び控訴人2のように本件各規定に基づき優生手術を受けさせられた者は、旧優生保護法の下、一方的に「不良」との認定を受けたに等しいと言わざるを得ない。制定法に基づくこのような非人道的かつ差別的な烙印と

もいふべき状態は、控訴人1及び控訴人2の個人の尊厳を著しく損ねるもので、違法な立法行為による権利侵害の一環をなすものであって、そのような権利侵害は、優生思想に基づく規定を改める優生保護法の一部を改正する法律の施行日前日の平成8年9月25日まで継続したものと見える。

控訴人1及び控訴人2の慰謝料はそれぞれ1300万円と認めるのが相当である。

(2) 控訴人3の被害及び慰謝料

控訴人3は、控訴人2との婚姻後に、控訴人2がその同意なく優生手術を受けさせられ、生殖機能を不可逆的に喪失したことで、控訴人2との間の子をもうけることができなくなったもので、配偶者との子をもうけるか否かという幸福追求上重要な意思決定の自由を妨げられるなど、控訴人2の生命を害された場合にも比類すべき精神上の苦痛を受けたといえるから、やはり違法な立法行為によって権利を侵害されたといふべきである。そして、控訴人3の慰謝料は、上記のとおり控訴人2に対する慰謝の措置が別途講じられるべきであることも踏まえ、200万円と認めるのが相当である。

(3) 弁護士費用相当額

上記違法な立法行為と相当因果関係のある弁護士費用としては、控訴人1及び控訴人2については各130万円、控訴人3については20万円と認める。

7 争点8 (除斥期間の適用の可否) について

(1) 除斥期間の起算点について

ア 控訴人1及び控訴人2に対する優生手術により具体的な侵害行為がされたのは、控訴人1につき昭和40年ないし昭和41年頃、控訴人2につき昭和49年である。

しかし、本件の違法な立法行為による控訴人1及び控訴人2に対する権利侵害は、そのような身体的機能に対する侵襲によるもののみに限定され

るものではなく、旧優生保護法の下、一方的に「不良」との認定がされたに等しく、非人道的かつ差別的な烙印を押されたともいえるべき状態に置かれ、個人の尊厳が著しく損なわれたことも、違法な立法行為による権利侵害の一部を構成するというべきであり、そのような違法な侵害は、優生保護法の一部を改正する法律の施行日前日の平成8年9月25日まで継続したものと見える。また、控訴人3は、自らが手術による身体的侵襲を受けたものではないが、控訴人3に対する権利侵害は、妻である控訴人2に対する権利侵害と不可分一体の関係にある。

以上のような具体的な権利侵害の内容とその継続性に照らすと、本件における「不法行為の時」は、控訴人らのいずれについても、違法な侵害の終期である平成8年9月25日といえる。

イ 以上によれば、控訴人らによる本件訴訟の提起の時点（控訴人1については平成30年9月28日、控訴人2及び控訴人3については平成31年1月30日）では、上記起算点から20年が経過していたことになる。

(2) 除斥期間の適用の制限について

ア 除斥期間の規定の制度目的・趣旨（不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図して、一定の時の経過によって法律関係を確定させるため、請求権の存続期間を画一的に定める。）に鑑みれば、被害者側の固有の事情を考慮して、その適用を制限するような例外を認めることは、基本的に相当ではない。

もっとも、このような除斥期間の規定も例外を一切許容しないものではなく、被害者や被害者の相続人による権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由があり、しかも、その事由が、加害者の当該違法行為そのものに起因している場合のように、正義・公平の観点から、時効停止の規定の法意等に照らして除斥期間の適用が制限されることは、これが認められる場合が相当に例外的であったとしても、法解釈上想定される。

イ 控訴人らが長期にわたり本件訴訟を提起できなかったのは、自己の受けた不妊手術が旧優生保護法に基づくものであることを知らされず、平成30年まで、国家賠償を求める手段があることを認識していなかったためであるが、更にいえば、優生手術の対象となった障害者に対する社会的な差別・偏見やこれを危惧する家族の意識・心理の下、控訴人らが、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったことによるものといえる。

ウ 日本国憲法は、個人の尊重を基本理念として、特定の障害ないし疾患を有する者も人は平等に取り扱われることを明らかにしているものであり、被控訴人は、その趣旨を踏まえた施策を推進していくべき地位にあった。

ところが、旧優生保護法の規定は、優生思想を正面から目的に掲げ、特定の障害ないし疾患を有する者を一方的に「不良」と扱った上、生殖機能を不可逆的に喪失させる優生手術につき、本人の同意がなくても法的に許容し、かつ、これを推進しようという非人道的かつ差別的な内容の法律であり、その人権侵害の程度は強いといわざるを得ない。そして、国家のこのような立法及びこれに基づく施策が、その規定の法的効果をも超えた社会的・心理的影響を与えたことは、例えば、「劣悪な遺伝素質をもっている人びとに対しては、できるかぎり受胎調節をすすめ、必要な場合は、優生保護法により、受胎・出産を制限することができる。また、国民優生思想の普及により、人びとがすすんで国民優生政策に協力し、劣悪な遺伝病を防ぐことがのぞましい」、「劣悪な遺伝を除去し、健全な社会を築くために優生保護法があり」など優生政策や優生手術を肯定的に記述した高等学校用教科書（昭和45年頃）をはじめとする各種資料などが歴史の記録・記憶として残されているところであって、旧優生保護法の存在とこれに基づく被控訴人の施策が、同法の優生手術の対象となった障害ないし疾患につき、かねてからあった差別・偏見を正当化・固定化した上、これを相当

に助長してきたことを否定することはできない。そうすると、控訴人らにおいて、優生手術に係る国家賠償請求訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったのは、控訴人1及び控訴人2の障害を基礎に、違法な立法行為によって制定された旧優生保護法の本件各規定の存在及びこれに基づく被控訴人の施策と社会的な差別・偏見が相まったことに起因するものというべきである。

以上のとおり、旧優生保護法の規定による人権侵害が強度である上、憲法の趣旨を踏まえた施策を推進していくべき地位にあった被控訴人が、上記立法・施策によって障害者等に対する差別・偏見を正当化・固定化、更に助長してきたとみられ、これに起因して、控訴人らにおいて訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったことに照らすと、控訴人らについて、除斥期間の適用をそのまま認めることは、著しく正義・公平の理念に反するというべきであり、時効停止の規定の法意に照らし、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから6か月を経過するまでの間、除斥期間の適用が制限されるものと解するのが相当である。

エ 控訴人1は、優生手術を受けて以降、長らく優生手術に係る国家賠償請求訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったところ、その姉が、平成30年5月21日、仙台訴訟の提起を受けて弁護士による優生手術に関する法律相談が実施されているというニュースに接し、間もなくして、控訴人1にもその内容が知らされたという経過の中で、そのような状況が解消され、それから6か月以内に本件訴訟を提起した。

控訴人2については、優生手術を受けて以降、長らく優生手術に係る国家賠償請求訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったもので、夫である控訴人3についても、控訴人2の置か

れた状況に伴って、同様に上記アクセスが著しく困難な環境にあったものといえるところ、控訴人2において、ヘルパーから、優生手術による被害に関する訴訟が兵庫県で提起されたことを、その提起日である平成30年9月28日から間もない時期に教えてもらうことで、そのような状況が解消され、それから6か月以内に本件訴訟を提起した。

そうすると、控訴人らの本訴請求権については、上記時効停止の規定の法意に照らし、除斥期間の適用は制限され、その効果は生じない。

大阪高等裁判所第5民事部

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 太 | 田 | 晃 | 詳 |
| 裁判官 | 河 | 本 | 寿 | 一 |
| 裁判官 | 松 | 川 | 充 | 康 |